

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

1. 3Rなどの推進

(2) 市町村との連携等

- ① 市町村の廃棄物処理体制の見直しの際の助言
- ② 先進的な取組についての情報提供

(1) 事業目的

市町村への助言及び有益な情報の収集・提供を実施することにより、一般廃棄物の減量化、再利用、再生利用（3R）の取組を促進します。

また、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築に向けて、市町村と連携して広域的かつ計画的なごみ処理施設の整備を推進します。

(2) 取組状況

市町村が廃棄物の3Rを推進するため、総合的に廃棄物処理施設の整備を進める「循環型社会形成推進地域計画」※1を策定する際、必要な技術的助言を行うとともに、県内外における他の市町村等の3Rの推進に関する先進的な取組の情報を収集し、提供を行っています。

また、「島根県環境総合計画」（令和3年3月）に掲げるごみ処理の広域化に向けた施策を推進するための基本的な考え方を示すものとして、令和4年3月に「島根県ごみ処理広域化・集約化計画」を改定しました。令和4年度は、当該計画に基づき、東部・西部・隠岐の各ブロックに市町村、一部事務組合及び保健所を構成機関とする協議会を設置し、ブロック毎に会議を開催し有益な情報共有や意見交換等を行いました。

《用語解説》

※1 循環型社会形成推進地域計画

一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、国庫補助制度による支援が不可欠です。環境省の補助金・交付金は、この計画に位置づけられた施設（ストックヤード、リサイクルセンター、ごみ焼却施設、最終処分場等）整備に対して交付されます。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-5261